

坂出ショッピングデパート

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成20年8月15日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	株式会社マイカル 大阪府大阪市中央区久太郎町3丁目1番30号								
大規模小売店舗の名称及び所在地	坂出ショッピングデパート 坂出市京町1丁目4番18号								
変更しようとする事項	1 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 (1) 駐輪場の位置及び収容台数 <table border="1"><tr><td>変更前</td><td>500台（位置については、別図のとおり）</td></tr><tr><td>変更後</td><td>500台（位置については、別図のとおり）</td></tr></table> <p>※なお、「別図」は省略し、その図面を下記の縦覧場所において縦覧に供する。</p>	変更前	500台（位置については、別図のとおり）	変更後	500台（位置については、別図のとおり）				
変更前	500台（位置については、別図のとおり）								
変更後	500台（位置については、別図のとおり）								
	2 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 <table border="1"><tr><td>変更前</td><td>株式会社マイカルほか4者 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後11時 その他 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後9時</td></tr><tr><td>変更後</td><td>株式会社マイカルほか2者 開店時刻 午前8時 閉店時刻 午後11時 その他 開店時刻 午前8時 閉店時刻 午後9時</td></tr></table> (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 <table border="1"><tr><td>変更前</td><td>午前8時30分から午前0時まで</td></tr><tr><td>変更後</td><td>午前7時30分から午前0時まで</td></tr></table> <p>※なお、(1)及び(2)について、年間最大31日間の変更とする。</p>	変更前	株式会社マイカルほか4者 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後11時 その他 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後9時	変更後	株式会社マイカルほか2者 開店時刻 午前8時 閉店時刻 午後11時 その他 開店時刻 午前8時 閉店時刻 午後9時	変更前	午前8時30分から午前0時まで	変更後	午前7時30分から午前0時まで
変更前	株式会社マイカルほか4者 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後11時 その他 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後9時								
変更後	株式会社マイカルほか2者 開店時刻 午前8時 閉店時刻 午後11時 その他 開店時刻 午前8時 閉店時刻 午後9時								
変更前	午前8時30分から午前0時まで								
変更後	午前7時30分から午前0時まで								
変更年月日	平成21年4月8日（大規模小売店舗の施設の配置に関する事項） 平成20年8月8日（大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項）								
変更理由	消費行動の多様化へ対応するため。								

2 届出年月日

平成20年8月7日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び坂出市環境経済部商工観光課
縦覧期間	平成20年8月15日（金曜日）から同年12月15日（月曜日）まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から4月以内（平成20年12月15日（月曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び坂出市環境経済部商工観光課において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ